

■ 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

※ 以下の①および②について、その都度検査する(法7条の3参照)

①法7条の3第1項第1号によるもの

| 地域 | 対象建築物 | 適用の除外 | 施行 |
|----|---|-------|-----------|
| 全域 | 階数が3以上である共同住宅(2階の床・梁に配筋するもの) ※法7条の3参照 ※プレキャストの場合を含む 工区を分けた場合でも、全工区の検査が必要です | なし | H19.6.20～ |

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(三重県)

| 特定行政庁 | 対象建築物 | 適用の除外 | 指定期間 |
|-------|---|---|-------------------|
| 三重県 | 新築のみ 法27条第1項第1号、第2号(法別表第1(2)項から(4)項までに係る部分を除く。)又は3号に該当するもの 特定工程及び特定工程後の工程は、附属建築物以外の建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。 | 法7条の3第1項第1号の適用を受ける建築物 法第18条の適用を受ける建築物 附属建築物 | H30.4.1.～H33.3.31 |
| 津市 | 新築のみ 法27条第1項第1号、第2号(法別表第1(2)項から(4)項までに係る部分を除く。)又は3号に該当するもの 特定工程及び特定工程後の工程は、附属建築物以外の建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。 | 附属建築物 | H30.4.1.～H33.3.31 |
| 四日市市 | 新築改築 法27条第1項第1号、第2号(法別表第1(2)項から(4)項までに係る部分を除く。)又は3号に該当するもの 特定工程及び特定工程後の工程は、附属建築物以外の建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。 | 法7条の3第1項第1号の適用を受ける建築物 法第18条、法第85条の適用を受ける建築物 法6条の4第1項第2号に掲げる建築物 型式製造者認証を受けた者による建築物 附属建築物 | H27.6.1～H30.5.31 |
| 鈴鹿市 | 新築改築 法27条第1項第1号、第2号(法別表第1(2)項から(4)項までに係る部分を除く。)又は3号に該当するもの 特定工程及び特定工程後の工程は、附属建築物以外の建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。 | 法7条の3第1項第1号の適用を受ける建築物 法第18条、法第85条の適用を受ける建築物 法6条の4第1項第2号に掲げる建築物 附属建築物 | H30.4.1.～H33.3.31 |
| 松阪市 | 新築改築 法27条第1項第1号、第2号(法別表第1(2)項から(4)項までに係る部分を除く。)又は3号に該当するもの 特定工程及び特定工程後の工程は、建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする | (なし) | H30.4.1.～H33.3.31 |
| 桑名市 | 新築増築改築 法27条第1項第1号、第2号(法別表第1(2)項から(4)項までに係る部分を除く。)又は3号に該当するもの 特定工程及び特定工程後の工程は、附属建築物以外の建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合で、特定工程が終了する時期が異なる場合は当該特定工程に係る工事が終了した時にその都度検査の申請を行うこととする。(全工区の検査が必要) | 法7条の3第1項第1号の適用を受ける建築物 法第18条並びに法第85条の適用を受ける建築物 附属建築物 | H30.4.1.～H33.3.31 |

※新築は、棟新築の建築物です。

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。

■ 中間検査の特定工程および特定工程後の工程

①法7条の3第1項第1号によるもの

| 地域 | 主要な構造 | 特定工程 | 特定工程後の工程 |
|----|-----------|--|---|
| 全域 | RC・SRC造など | 2階の床およびこれを支持する梁への配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)の工事 (※法7条の3参照) | 特定工程の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)を覆うコンクリートを打設する工事 |

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(三重県)

| 特定行政庁 | 主要な構造 | 特定工程 | 特定工程後の工程 |
|--------------------------|--------|--|--|
| 三重県 津市 四日市市 鈴鹿市 | S造(木造) | S造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事(木造は当欄の規定を準用する) | 構造耐力上主要なS造部分を覆う耐火被覆を設ける工事、外装工事(屋根ふき工事を除く)及び内装工事 |
| | RC造 | RC造の部分において、初めて工事を施工する階の直上階の主要構造部である床版(階数1ならば屋根版)の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)の工事 | 特定工程の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)を覆うコンクリートを打設する工事 |
| | SRC造 | S造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事 | 構造耐力上主要なS造部分を覆うコンクリートを打設する工事 |
| | 備考 | ・2以上の構造を併設している場合、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主要な構造と見なす ・主要な構造が上記の表のいずれにも該当しない場合は、同表中類似する構造の欄の規定を適用する。 | |
| 桑名市 | S造(木造) | S造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事(木造は当欄の規定を準用する) | 構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、外装工事及び内装工事、デッキスラブのコンクリート工事等 |
| | RC造 | 階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合には主要な構造の部分において、初めて工事を施工する階の直上階の主要構造部である床版の配筋(プレキャストコンクリート版にあつては接合部)工事 | 特定工程の配筋(プレキャストコンクリート版にあつては接合部)を覆うコンクリートを打設する工事 |
| | SRC造 | 階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合には主要な構造の部分において、初めて工事を施工する階の直上階の主要構造部である床版の配筋工事 | 構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打設する工事 |
| 松阪市 | 木造 | 構造耐力上主要な軸組(枠組壁工法の場合は耐力壁)の工事 | 構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事及び内装工事 |
| | S造 | S造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事(木造は当欄の規定を準用する) | 構造耐力上主要なS造部分を覆う耐火被覆を設ける工事、外装工事(屋根ふき工事を除く)及び内装工事 |
| | RC造 | RC造の部分において、初めて工事を施工する階の直上階の主要構造部である床版(階数1ならば屋根版)の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)の工事 | 特定工程の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)を覆うコンクリートを打設する工事 |
| | SRC造 | SRC造の部分において、初めて工事を施工する階の直上階の主要構造部である床版(階数1ならば屋根版)の配筋の工事 | 特定工程の配筋を覆うコンクリートを打設する工事 |
| | 備考 | ・2以上の構造を併設している場合、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主要な構造と見なす | |

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。